

令和6年度 第1回河輪小学校学校運営協議会

日時 令和6年5月9日(木)14時00分から16時00分
会場 河輪小学校 1階会議室

次 第

司会 間宮委員

1 開 会

2 会長挨拶

鈴木会長

3 校長挨拶

太田校長

4 委員紹介

太田校長

5 浜松市学校運営協議会規則確認

和久田教頭 教育総務課

6 議長選出

間宮委員

7 前回議事録、令和5年度協議会自己評価の確認

和久田教頭

8 熟議

(1) 令和6年度の学校運営の基本方針

太田校長

(2) 令和6年度コミュニティ・スクールについて

太田校長

(3) 夢育やらまいか事業に対する意見書について

和久田教頭

(4) 藤棚いきいきプロジェクト(仮称)について

太田校長

9 報告

・長期休業中の学習支援活動について

間宮委員

・通学路整備要望について

和久田教頭

・河輪っ子砦の解体について

和久田教頭

10 教育総務課より

11 連絡事項

◇ 令和6年度 学校運営協議会 開催予定日時 (会場:河輪小 1階会議室)

第2回 令和6年11月 1日(金) 14:00~16:00

第3回 令和7年 2月18日(火) 14:00~16:00

12 閉会



(様式1)

令和5年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(河輪小)学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

- 地域(地元)の交流を深めて広く子供たちの健全・安全な見守り及び健やかな環境育成に貢献していく。
- 多様な地域の人材活用により、豊かな学びを実現し、キャリア教育の推進を図る。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- 学校運営協議会2年目ということで昨年度の実績を土台に学校運営の基本方針を各委員がより深く理解した上で熟議することができた。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

- コロナ禍で制限の多かった昨年度と比べて、今年度は運動会・サラダパーティ・150周年記念行事・授業参観など子供たちの活動を直接見る機会が増えたので、学校支援活動などについてより深く熟議することができた。
- 初めての試みで行った熟議でのSWOT分析は委員の共通認識に役立った。特に「強み」には注目すべき点が多くあった。この分析が学校支援活動を熟議するうえで非常に有効であった。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

- 学校だより、コミスクだより、HPで情報発信を行ったがまだ不十分である。今後は、南陽協働センターにコミスクだより等を掲示したり、回覧板で回したりするなど地域住民にも周知する工夫をすることが必要である。

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標(取組の重点)

- ・地域(地元)の交流を深めて広く子供たちの健全・安全な見守り及び健やかな環境育成に貢献していく。
 - ・多様な地域の人材活用により、豊かな学びを実現し、キャリア教育の推進を図る。
- ※交通安全についても重点として取り上げていく。

(様式2)

令和6年度 学校運営協議会自己評価表

委員名 ()

＜本年度の目標＞

※ 協議会で設定した取組目標を記載する。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

※ 参考資料【熟議チェックシート】等をもとに、振り返りを行う。

※ 学校運営の基本方針（自校の学校教育目標や「育てたい力」等）について、協議した内容を簡潔に記載する。

※ 委員個人の意見だけではなく、協議会としての視点で記載する。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

※ 参考資料【熟議チェックシート】等をもとに、振り返りを行う。

※ 成果・課題などを簡潔に記載する。方法論だけではなく、「育てたい力」や「目指す子供の姿」とのつながりをポイントにする。

※ 委員個人の意見だけではなく、協議会としての視点で記載する。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

※ 協議会での協議結果（会議録への記載内容等）について、どんな方法による情報発信を行ったか、それによってどのような効果があったのか等を振り返って記載する。

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点

※ 委員個人の目標だけではなく、協議会全体としての目標を記載する。

令和6年度 河輪小学校学校運営協議会委員

	お名前	役職等
1	鈴木 大介	河輪地区自治会連合会会長 河輪町上自治会長
2	渋谷 徳行	天竜川・県排をきれいにする会会長
3	太田 尚吾	交通安全ボランティア
4	藤田 正治	河輪地区社会福祉協議会会長 通学路をきれいにする会会長
5	藤田 沙奈江	交通安全ボランティア 学校支援コーディネーター
6	間宮 年弘	西町自治会長
7	袴田 伯領	河輪地区主任児童委員
8	久下 聡美	令和6年度 PTA 会長
9	森 俊彦	人権擁護委員
10		

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

改正 令和5年8月31日浜松市教委規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
 - (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
 - (3) 児童生徒の健全育成に関すること。
- 2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

- 2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(令5教委規則10・一部改正)

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和6年度 河輪小学校 コミュニティ・スクールの方針

1 ねらい

「河輪小学校運営協議会」と「河輪小学校応援団(学校サポートシステム)」との連携・協働によりキャリア教育を推進する豊かな学びの実現と教育活動のさらなる充実を図り、学校教育目標である「やさしく たくましく 輝く子」の育成を目指す。

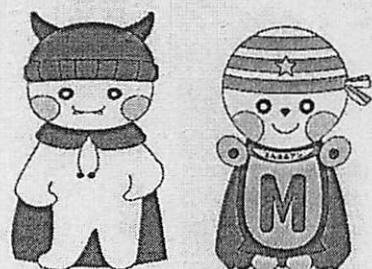
2 今年度の目標

- ・地域の交流を深めて広く子供たちの健全・安全な見守り及び健やかな環境育成に貢献する。
- ・多様な地域人材の活用により豊かな学びを実現し、キャリア教育の推進を図る。

3 イメージ図 裏面

4 今年度の取組

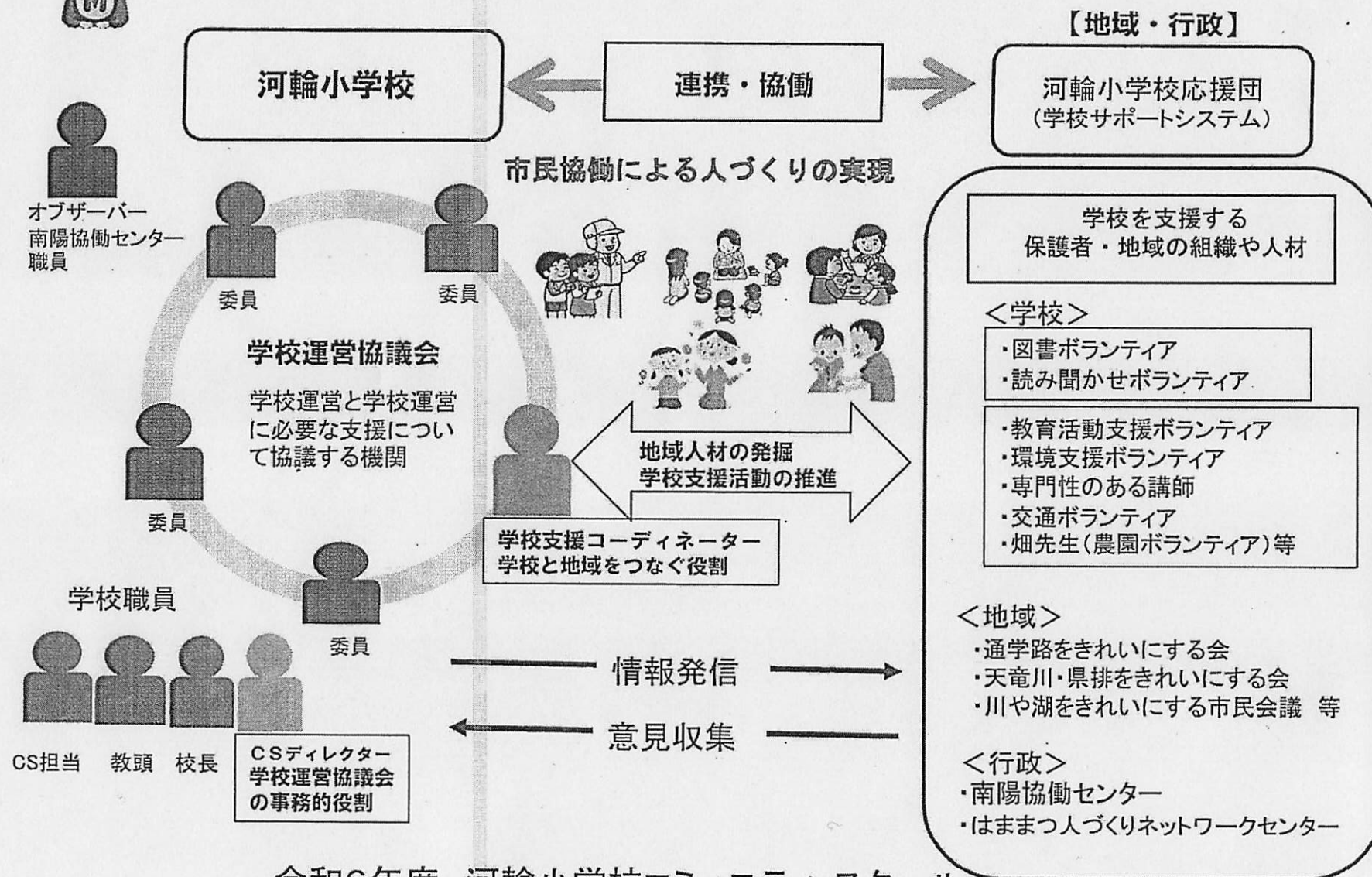
河輪小学校協議会 承認(承認・熟議・評価) 【学校運営協議会委員】	河輪小学校応援団 (学校支援) 【学校・学校支援コーディネーター等】	情報発信活動(保護者・地域住民) 【学校・学校支援コーディネーター CSディレクター等】
1 R6年度学校運営の基本方針の承認 2 コミュニティ・スクールの方針について 3 夢育やらまいか事業 意見書 4 学校支援に関する課題について等 5 学校の現状分析 6 学校関係者評価 7 学校運営協議会自己評価 8 夢育やらまいか事業 報告書 9 R7年度学校運営の基本方針	1 学校支援の取組について ・学校が要望する支援について ・各月の取組について 2 キャリア教育の推進 ・キャリア教育年間指導計画への位置付け(学校の取組) ・河輪小版生き方授業について ・起業体験(6年)	1 コミュニティ・スクール便りの発行(年間3回) 2 CSだよりの回覧(自治会) 3 学校HPへの掲載 4 学校だよりへの掲載 5 PTAとの連携による保護者への周知(PTA広報誌への掲載等)



未来創造への人づくり



学校教育目標 やさしく たくましく 輝く子



令和6年度 河輪小学校コミュニティ・スクール

令和5年度 学校の教育活動への支援一覧

学年等	教科等	実施月	内 容
1	下校支援	4月	集団下校補助
	生活科	11月	サツマイモパーティ調理補助
	生活科	1月	昔の遊び活動補助
2	生活科	5月～7月	野菜栽培活動補助
	生活科	7月	野菜ソムリエ講話
	生活科	7月	野菜パーティ活動補助
	生活科	11月	お店探検活動補助
3	社会科	5～10月	農業見学4回
	社会科	7月	お店見学
4	総合	1月	パンジー苗植え
5	家庭科	通年	家庭科補助
6	家庭科	5月	ミシン補助
学校	図書	通年	本の読み聞かせ 図書室整備
	クラブ活動	通年(5回)	クラブ活動講師(茶道 折り紙 スポーツ 押し花)
	河輪っ子農園	通年	タマネギ、サツマイモの苗植え、収穫
	小物づくり	4月	配膳台カバー ロッカーカバー ピアノカバー
	通学路をきれいにする会	通年	苗植え、種まき 3年 サツマイモほり 1、3年 菜の花摘み 1、2年
	天竜川・県排をきれいに する会	5月 11月	天竜川クリーン作戦2年 天竜川クリーン作戦5年
	交通ボランティア	通年	児童登校の見守り
	川や湖をきれいにする市 民会議	10月 12月 2月	サツキマスの放流 5年 アマゴの里親 5年 アマゴの放流 5年

☆2月29日 6年生を送る会の中でボランティアさんに感謝する会を開催

